



# 冬季死亡災害ゼロ100日運動通信

【運動期間：令和6年11月21日～令和7年2月28日】

令和7年  
3月号



## 労働災害が増加しています

### ひと月の報告数が近年で『最多』！

令和7年1月に一関労働基準監督署に提出された休業見込み4日以上労働災害報告数（コロナ除き）は30人分（1月発生分16人、12月発生分11人、11月発生分2人、10月発生分1人）で、平成23年1月以降の直近14年間のうちの1ヶ月でのひと月報告数は過去最多となりました。

この時期は通常時期と比べ、冬季特有要因や年末年始の慌たしさによる危険が加わるため労働災害が増えてしまいますが、これまで最多の令和4年1月の26人からも大きく増えました。30人の中には冬季関連災害が8人（転倒6人、墜落・転落2人）が含まれているものの、過去にはひと月の冬季関連災害の報告が14人の月もあったことから、今回の30人が冬季要因のみに影響して多発したとは言えない状況があります。

『事故の型』別では「転倒」が12人、「墜落・転落」が10人、「挟まれ・巻き込まれ」が6人、「切れ・こすれ」と「高温・低温の物との接触」が

各1人であり、転倒については冬季関連が6人、冬季関連以外が6人となっています。

『業種』別では、「製造業」が11人、「建設業」が6人、「運送業」が5人、「接客娯楽業」が3人、「商業」と「社会福祉施設」が各2人、「畜産業」が1人であり、最も多い製造業の中では「食料品製造業」が6人で突出しています。

『年代』別では、「60代」が12人、「50代」が6人、「70代」が3人、10代から40代は各2～3人であることから、とくに50代以上で多発しており、さらには事故の型で最も多い転倒12人中11人は50代以上となっています。

労働災害が増加した要因として、気象状況が一関市で昨年10月に観測史上初めて30度以上を記録するなど遅い時期まで暑い季節にあったところ冬には例年に近い冬季を迎えたことによる急激な気候低下や、冬季でも寒暖差の激しさがあることにより、仕事を行う上での気候への順応に困難が生じていることと思われます。対策としては、毎日の声掛け、温かい服装、こまめな体操なども有効と思われます。

岩手の運動

## 県内でも災害多発！ （いわて年末年始無災害運動の結果）

令和6年度のいわて年末年始無災害運動が12月1日から1月31日までの期間で展開されましたが、1月末速報値で、運動期間中の休業4日以上労働災害による死傷者数は187人と、令和5年度の運動期間中より30人、19.7%の増加となり、冬季特有災害も16人、47.5%増と大幅に増加しました。とくに、積雪・凍結による転倒災害については、42人となり、前年同期と比較して12人、40%の大幅増となっています。また、業種別でも、ほとんどの業種で前年同期を上回りました。

当地域の運動

## 冬季死亡災害ゼロ100日運動は （現時点では）目標達成見込み！

一方、令和6年11月21日から令和7年2月28日までの期間で実施した「冬季死亡災害ゼロ100日運動」については、死亡災害ゼロという目標を達成する見込みとなっています。災害防止団体及び事業者、労働者の皆様には多大なるご協力を賜りましたことに御礼申し上げます。

今年度の運動は終わりますが、引き続き死亡災害ゼロに向けて気運を高め続けていただきますようお願いいたします。

### 労働災害を発生させないために実践しよう！！



一関労働基準監督署



日々、同じような日常が続いていくと、いつしか安全意識も薄れていくことがあります。そのようなことへの抑止策として、今回から「ZERO災の日」の導入をお願いすることにしました。社内の意識変化のきっかけになり、加えて安全活動を定期的に行うことによって、安全意識の低下を防ぎ、職場の安全風土を向上させることが期待できます。

誰もが安心して働ける職場環境を創り出すために、職場の安全意識を高める取り組みを進めていきましょう。



## 翌年度の安全衛生管理の推進の準備をお願いします

多くの事業場では、安全管理・労働衛生管理を『年度』で区切って計画を立てて計画的に管理を進めているため、このニュースが届く3月は、年度始期(4月)の直前月として今年度の総括と翌年度に向けた準備をする時期となります。

計画なしでの思いつきで事を進めると、管理すべきことに漏れが生じたり、特定の内容に偏ったりしますので、事前に適切な計画を立てることが有効です。

特に、労働者数50人以上の事業場では安全委員会（業種による）と衛生委員会の開催が必要で、委員会での審議事項には「安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること」が含まれていますので、このことを踏まえて適切なご対応をお願いします。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
●●活動	○		○									
△△活動		○										
★★活動				○					○			

## 継続的なお知らせ

- ◆ 令和7年1月1日から安全衛生関係の主要な手続きが電子申請義務化となっています。
- ◆ 第14次防労働災害防止計画に基づいた安全衛生管理の推進をお願いします。（取組と進捗状況のご報告をいただいた事業場の皆様、ありがとうございました。）

## 新しく変わります **NEW**

### 令和7年3月17日から

- ◆ 『石綿事前調査結果報告システム』が、利用者様のご意見を踏まえて令和7年3月17日から変わります。詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください。

### 令和7年4月1日から

- ◆ 労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置を実施することが事業者に義務付けられます。
- ◆ エックス線装置構造規格の一部が改正されます。歯科診療用のエックス線装置が備えなければならない要人を、手持ち式の装置と手持ち式以外の装置で分けて設定するとともに、手持ち式の装置の要人を従来よりも厳しい要人としたものです。なお、手持ち式以外の装置の要人は従来の要人から変更はありません。
- ◆ 化学物質のルールも変更があります。
  - ラベル・SDS対象物質の裾切値に係る規定の削除  
改正政令による改正後の令第18条第3号及び令第18条の2第3号の規定により、ラベル・SDS対象物質を含有する製剤その他の物に係る裾切値を告示で規定することに伴い、安衛則における当該裾切値に係る規定が削除されます。
  - ラベル・SDS対象物質の個別列挙  
改正政令による改正後の令第18条第2号及び令第18条の2第2号の規定に基づき、ラベル・SDS対象物質を安衛則別表第2に列挙されます。
  - その他  
その他所要の改正が行なわれます。

## 労働災害の発生状況（1月末現在）

### 令和6年発生分

一関労働基準監督署管内で令和6年に発生した休業4日以上の労働災害による死傷者数（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）は全産業において149人で、前年同期比で-24人となりましたが、前年は急増した年であり、中期的には横ばい傾向が続いています。主な業種別では、製造業が41人(前年同期比-2人)、建設業が32人(同+6人)、商業が20人(同±0人)、保健衛生業が17人(同-3人)、運輸交通業が14人(同-1人)などとなっています。事故の型別では、「転倒」が39人(同-15人)、「墜落、転落」が31人(同+3人)、「はさまれ、巻き込まれ」が14人(同+2人)、「動作の反動・無理な動作」が14人(同-2人)、「切れ、こすれ」が11人(+6人)、「激突され」が10人(-5人)、「交通事故」が10人(同+5人)などとなっています。年代が上がるにつれて被災者も増え、**50代・60代が多くなっています。**（イジフルドリガドライへの取組が必要）

### 令和7年発生分

一関労働基準監督署管内で令和7年に発生した休業4日以上の労働災害による死傷者数（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）は全産業において16人で、前年同期比で+12人となりました。主な業種別では、製造業が5人(前年同期比+4人)、運輸交通業が3人(同+3人)、建設業が2人(同±0人)、商業が2人(同+2人)、保健衛生業が2人(同+2人)などとなっています。事故の型別では、「墜落、転落」が6人(同+6人)、「転倒」が6人(同+4人)、「はさまれ、巻き込まれ」が4人(同+4人)となっています。年代が上がるにつれて被災者も増え、**60代が多くなっています。**（イジフルドリガドライへの取組が必要）

